

# 1か月母子健康診査費用の一部を助成します！

美濃加茂市では、産後の母親の健康状態や乳児の成長発育、疾病の早期発見・治療を目的に、産後の母子の1か月健康診査にかかる費用の一部を助成します。



## 助成の対象となる条件

- ◎産後、市内市外を問わず、1か月健康診査を実施している医療機関において1か月健康診査を受診した母子で、下記に該当する者
- ・1か月健康診査を受診した子及び保護者（親権者）が美濃加茂市内に住所を有すること
  - ・助成申請日が、1か月健康診査受診日の翌日から6か月以内であること
  - ・他市町村等で当該費用にかかる助成を受けていないこと
  - ・市税等を滞納していないこと

## 助成額

母子の1か月健康診査費の合計額（上限5,000円）

※多胎出産の場合は、2人目以降は1人につき2,500円を上限とします

## 助成金の申請方法

- ①医療機関で母子1か月健康診査を受診してください。
- ※母子の健康診査は、同日でなくてもよいです。
  - ※母子の健康診査の結果が必要となります。健康診査の際には、必ず母子健康手帳を持参し、医療機関で結果を記入してもらってください。
  - ※費用を支払ったら、領収書を必ず受け取ってください。
- ②母子の健康診査受診後、下記の必要書類を保健センターへご持参ください。
- ※申請期限は、健康診査受診日の翌日から6か月以内です。

申請書「美濃加茂市1か月母子健康診査費用助成金交付申請書」

母子健康手帳（健康診査の結果が記載してあるもの）

1か月母子健康診査費用の領収書（原本）

※1か月健康診査にかかる費用であることを領収書で確認できないときは、診療明細書等の確認できる書類の提出を求めることがあります。

振込先である銀行等の口座、名義が分かるもの（通帳など）

印鑑（スタンプ式印は不可）

## 助成金の支払い

申請後、書類確認や納税状況等の調査を経て、助成金の交付・不交付を決定します。

助成金は、申請者が指定した口座に振り込みます。（※振り込みには日数を要します。）

<申請・問合せ先>：美濃加茂市役所 健康課（保健センター）

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1 E L：(0574) 25-2111（内線 392）